

試合時間制規約

平成28年2月

世田谷区軟式野球連盟

- ①平成28年度より世田谷区軟式野球連盟大会の試合時間を今までより10分間延長し、1時間30分を超えて新しいイニングに入らないとします。
- ②試合時間は担当審判員が管理し、試合開始時間を通告する。
- ③試合制限時間に達した時は、審判員はそのことを両チームに通告する。

ケース1

チーム	一	二	三	四	五	六	七	計
A	0	0	2	0	3	1		6
B	0	0	0	0	2			2

Aがリードの6回表で1時間30分を経過

6回を7回と置き換えて、6回裏の攻撃まで行う。

ケース2

	一	二	三	四	五	六	七	計
A	0	0	2	0	0	1		3
B	0	0	2	0	2			4

Bがリードの6回裏のB攻撃中で1時間30分を経過

1時間30分を超えた時点で試合終了になる。審判員は最後の打者の打撃開始前にその旨を両チームに通告し、この最後の打者の記録まで有効とする。

(連盟特別規則)

- (1) 試合は7イニングとし延長戦は行わずタイブレーク方式(特別延長戦)にて勝敗を決する。
- (2) 1時間30分を経過した場合は、新しいイニングには入らない。ただし同点の場合は、引き続きタイブレーク方式(特別延長戦)にて勝敗を決する。
- (3) 5回を終了していなくても1時間30分を経過した場合は正式試合とする。
- (4) 得点差のコールドゲームは、全試合3回以降10点差、5回以降7点差とする。
- (5) 試合開始、終了時間の確認は、試合担当審判員の時間(時計)とする。
- (6) 上記規程は全ての試合に適用する。